

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益法人東日本大震災復興支援財団（以下「この法人」という。）の定款第15条（評議員に対する報酬等）及び第29条（役員報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

### (報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第15条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき1万円を報酬等として支給することができる。

2 この法人の常勤理事及び非常勤理事には、各年度の報酬等の総額が3,000万円の範囲内において、常勤理事は別表1の額を、また、非常勤理事は職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合等は1人1回あたり1万円を報酬等として支給することができる。

3 この法人の非常勤監事には、職務の執行として評議員会、理事会への出席した場合等は1人1回あたり1万円を報酬等として支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき

税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第 6 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(別表)

常勤理事俸給表

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	300,000	21	500,000
2	120,000	12	320,000	22	520,000
3	140,000	13	340,000	23	540,000
4	160,000	14	360,000	24	560,000
5	180,000	15	380,000	25	580,000
6	200,000	16	400,000	26	600,000
7	220,000	17	420,000	27	620,000
8	240,000	18	440,000	28	640,000
9	260,000	19	460,000	29	660,000
10	280,000	20	480,000	30	680,000